



# 山形県公報

令和8年3月31日(火)

号外(17)

## 目次

### 条 例

○山形県県税条例等の一部を改正する条例……………(税政課) …… 3

### この号で公布された条例のあらまし

◇ 山形県県税条例等の一部を改正する条例 (県条例第23号) (税政課)

1 山形県県税条例の一部改正

(1) 県民税

- イ 特例控除額及び申告特例控除額の計算上用いる人的控除差調整額について、前年分の所得税に係る基礎控除の額から48万円を控除して得た額を加算することとした。(第34条の3第2項及び附則第7条の2第2項関係)
- ロ 住宅借入金等特別税額控除について、居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合に係る控除限度額の計算上用いる所得税の課税総所得金額等について、前年分の所得税に係る基礎控除の額から48万円を控除して得た額を加算することとした。(改正後の附則第5条の4第1項関係)
- ハ 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止措置を令和11年3月31日まで延長することとした。(附則第9条第4項関係)

(2) 不動産取得税

- イ 免税点について、土地の取得にあつては16万円に、家屋の取得のうち、建築に係るものにあつては66万円に、その他のものにあつては34万円に引き上げることとした。(第71条の2第1項関係)
- ロ 次に掲げる特例措置の適用期限を令和13年3月31日まで延長することとした。(附則第13条の8及び附則第13条の9第1項関係)
  - (イ) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年を経過した日に緩和する特例措置
  - (ロ) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置
  - (ハ) 認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置

(3) 軽油引取税

軽油引取税の税率の特例措置を廃止することとした。(改正前の附則第15条の2の4及び附則第15条の2の5並びに附則第24条関係)

(4) 自動車税

イ 自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を自動車税とすることとした。(第6条、第132条、第132条の2、第133条～第139条の2、第139条の5、第140条、第141条～第142条、附則第15条の2の5の2～附則第15条の2の7及び附則第15条の3の2～附則

## 第15条の4関係)

- ロ 初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する特例措置について、対象となる自動車の見直しを行うこととした。（附則第15条の3第1項関係）
  - ハ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減する特例措置について、対象となる自動車の見直しを行った上で、その適用期限を令和10年3月31日まで（一定の営業用の乗用車にあっては、令和8年3月31日まで）延長することとした。（附則第15条の3第2項及び第3項関係）
- 2 山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の一部改正  
自動車税の環境性能割に係る規定を廃止することとした。
  - 3 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

---

## 条 例

---

山形県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第23号

#### 山形県県税条例等の一部を改正する条例

(山形県県税条例の一部改正)

第1条 山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第48条の25」を「第48条の24」に改める。

第6条第1項中「の種別割」を削り、「第9条の16」を「第9条」に改め、「の環境性能割に係るもの及び自動車税」を削る。

第34条の3第1項第3号口中「又は教育委員会」を削り、同条第2項第1号中「掲げる金額（以下この項）を「掲げる金額と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額（次号及び第3号）」に改める。

第48条の11を次のように改める。

第48条の11 削除

第48条の18を次のように改める。

第48条の18 削除

第48条の25を削る。

第67条の2を次のように改める。

第67条の2 削除

第67条の12を次のように改める。

第67条の12 削除

第71条の2第1項中「10万円」を「16万円」に、「本条」を「この条」に、「23万円」を「66万円」に、「12万円」を「34万円」に改める。

第132条第1項中「第145条第3号」を「第145条」に、「当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて、それぞれ」を「その所有者に」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に、「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第132条の2第1項中「、自動車税の賦課徴収については」及び「前条第1項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び」を削り、同条第2項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第133条（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第134条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割」を「自動車税」に、「第153条第1項」を「第151条第1項」に改める。

第135条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「第153条第2項」を「第151条第2項」に改める。

第135条の2から第135条の13までを削る。

第136条（見出しを含む。）から第138条の2（見出しを含む。）までの規定中「種別割」を「自動車税」に改める。

第139条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「新規登録」を「道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項中「収納計器」を「県税証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第4項中「種別割を」を「自動車税を」に、「種別割の」を「自動車税の」に、「種別割額」を「自動車税額」に改め、同条第5項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第139条の2第1項中「第135条の6第2項及び」を削る。

第139条の5の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割」を「自動車税」に、「を經由して」を「（法第761条に規定する地方税共同機構をいう。）を經由して」に、「第9条の16」を「第9条」に改める。

第140条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「自動車税」に、「移転登録」を「同法第13条第1項の規定による移転登録」に、「第177条の13第1項」を「第160条第1項」に改め、同項第1号中「本条」を「この条」に改め、同項第4号中「第132条第3項」を「第132条第2項」に改め、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第141条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第141条の2の見出し中「種別割」を「自動車税」に改める。

第142条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「第132条第3項」を「第132条第2項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同項ただし書中「身体障がい者等」を「身体に障がいを有し歩行が困難な者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害又は恩給法（大正12年法律第48号）にいう重度障害若しくは障害を有し歩行が困難な者をいう。）のうち規則で定める者（以下「身体障がい者」という。）及び精神に障がいを有し歩行が困難な者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神疾患を有し歩行が困難な者をいう。）のうち規則で定める者（以下「身体障がい者等」という。）」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項、第3項及び第5項中「種別割」を「自動車税」に改める。

附則第3条の3第2項第2号中「、附則第5条の4の2第1項」を削る。

附則第5条の4の前の見出し及び同条を削る。

附則第5条の4の2に見出しとして「（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条及び附則第22条において「居住年」という。）が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「合計額」を「合計額（居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年度分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）を加算した額）」に改め、同項第2号中「第2条」を「（昭和22年法律第175号）第2条」に改め、同条第2項中「附則第5条の4の2第1項」を「附則第5条の4第1項」に改め、同条を附則第5条の4とする。

附則第5条の8第1項中「附則第5条の4の2第1項」を「山形県県税条例等の一部を改正する条例（令和8年3月県条例第23号）第1条の規定による改正前の山形県県税条例（次項第1号及び次条において「令和8年改正前の県税条例」という。）附則第5条の4の2第1項」に改め、同条第2項第1号中「附則第5条の4の2第1項」を「令和8年改正前の県税条例附則第5条の4の2第1項」に改める。

附則第5条の9中「附則第5条の4の2第1項」を「令和8年改正前の県税条例附則第5条の4の2第1項」に改める。

附則第7条の2第2項中「金額を」を「金額と前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、そ

の適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額を」に改める。

附則第8条の2第3項第6号中「、附則第5条の4の2第1項」を削り、「、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項」を「及び附則第5条の4第1項」に改める。

附則第9条第3項第5号中「、附則第5条の4の2第1項」を削り、「、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項」を「及び附則第5条の4第1項」に改め、同条第4項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附則第10条第3項第6号、附則第12条第4項第6号、附則第12条の2第3項第6号及び附則第12条の8第2項第6号中「、附則第5条の4の2第1項」を削り、「、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項」を「及び附則第5条の4第1項」に改める。

附則第13条の7を次のように改める。

#### 第13条の7 削除

附則第13条の8及び附則第13条の9第1項中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附則第15条の2の4から附則第15条の2の7までを削る。

附則第15条の3の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「第9条の2第1項」を「附則第5条第1項」に、「附則第5条第1項」を「附則第5条第2項」に、「附則第5条第2項」を「附則第5条第3項」に、「第9条の2第5項」を「附則第5条第4項」に、「第9条の2第6項」を「附則第5条第5項」に、「次項第3号」を「以下この条」に改め、「の種別割」を削り、同項第1号を次のように改める。

- (1) ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第3項第1号において同じ。）又は石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第5条第6項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）に該当するものを除く。第3項第2号において同じ。）で平成27年3月31日までに最初の第139条第2項に規定する新規登録（以下この条及び次条第1項において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

附則第15条の3第1項第2号中「第135条の3第1項第3号に規定する」を削り、「以下この条において「軽油自動車」という」を「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第3項第3号において同じ」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同条第2項中「の種別割」を削り、「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、同項第2号中「第135条の3第1項第1号イ(イ)aに規定する排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。）」に、「第9条の2第3項」を「附則第5条の2第2項」に、「附則第5条の2第2項」を「附則第5条の2第3項」に改め、同項第4号から第6号までを削り、同条第3項を次のように改める。

- 3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対して課する自動車税の税率については、当該営業用の乗用車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、第136条の規定にかかわらず、前項の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

- (1) ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第4項に規定する窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同法第41条第1項の規定

により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第5項に規定する窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項及び附則第15条の3の3第1項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第5条の2第6項に規定するエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので施行規則附則第5条の2第7項に規定するもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第8項に規定する窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第9項に規定する窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第10項に規定するもの

(3) 軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第11項に規定するもの又は同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第12項に規定するものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第13項に規定するもの

附則第15条の3の2第1項中「第132条第2項」を「道路運送車両法第2条第5項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「の種別割」を削る。

附則第15条の3の3（見出しを含む。）及び第15条の4（見出しを含む。）中「の種別割」を削る。

附則第21条の2第1項中「震災特例法」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）」に改め、同条第3項の表以外の部分中「、附則第5条の4」を削り、同表中

	法附則第4条の2第7項第2号	法附則第44条の2第3項の規定により適用される法附則第4条の2第7項第2号
附則第5条の4第1項第2号ロ	第31条の3	第31条の3（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第4項の規定により適用される場合を含む。）
附則第5条の4第3項	法附則第5条の4第3項	法附則第44条の2第3項の規定により適用される法附則第5条の4第3項

を

	法附則第4条の2 第7項第2号	法附則第44条の2第3項の規定により適用される法附則第4条の2第7項第2号	に
--	--------------------	---------------------------------------	---

改め、同条第4項中「、附則第5条の4」を削る。

附則第22条第1項中「及び附則第5条の4の2」を削り、「規定中」を「同条の規定中」に改め、同項の表を次のように改める。

第1項	租税特別措置法第41条又は第41条の2の2	震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2
第1項第1号	租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第21項まで又は第41条の2	震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第21項まで又は震災特例法第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
第1項第2号	租税特別措置法第41条、第41条の2、	震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2若しくは租税特別措置法

附則第22条第2項を削り、同条第3項中「附則第5条の4の2第1項」を「附則第5条の4第1項」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第24条及び附則第25条を次のように改める。

第24条及び第25条 削除

附則第26条を次のように改める。

（東日本大震災に係る自動車等持出困難区域内の自動車に対する自動車税の特例）

第26条 法附則第54条第1項に規定する自動車等持出困難区域（以下この項において「自動車等持出困難区域」という。）内の自動車が、次に掲げる自動車で施行令附則第32条第1項に規定するものに該当することとなった場合には、当該自動車は、第132条第1項の規定の適用については、当該自動車に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項の自動車でなかつたものとみなす。

(1) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

(2) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第2条第1項に規定する自動車に該当する自動車 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から2月以内に用途を廃止し、又は同条第11項に規定する引取業者（次号イにおいて「引取業者」という。）に引き渡したもの

ロ イに掲げる自動車以外の自動車 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から2月以内に用途を廃止したもの又は同日から9月以内に解体したもの

(3) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第1項に規定する自動車に該当する自動車 当該移動させた日から2月以内に用途を廃止し、又は引取業者に引き渡したもの

ロ イに掲げる自動車以外の自動車 当該移動させた日から2月以内に用途を廃止したもの又は同日から9月以内に解体したもの

附則第29条中「附則第5条の4の2第3項」を「附則第5条の4第3項」に、「附則第22条第3項」を「附則第22条第2項」に改める。

(山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第2条 山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例（平成17年7月県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第5条中「前3条」を「前2条」に改め、同条第3号を削り、同条を第4条とする。

第6条を第5条とする。

(山形県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 山形県県税条例等の一部を改正する条例（令和元年7月県条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第7項及び附則第8項を削り、附則第9項を附則第7項とし、附則第10項を附則第8項とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の山形県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

4 施行日前に山形県県税条例第124条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは同条例第125条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第124条第6項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

5 新条例の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後分の自動車税について適用する。

6 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

7 前項の規定によりなお従前の例によることとされた第1条の規定による改正前の山形県県税条例（以下「旧条例」という。）第135条の9第1項、第135条の10第1項又は附則第25条第1項の規定により納税義務を免除される自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る旧条例第135条の9第6項、第135条の10第2項若しくは附則第25条第2項の規定による還付又は旧条例第135条の9第8項（旧条例第135条の10第4項において準用する場合を含む。）若しくは附則第25条第3項の規定による充当については、なお従前の例による。

- 8 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 9 附則第6項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例第135条の6第2項及び第139条第3項の規定による自動車税の環境性能割及び種別割に係る納税証紙印の押印については、新条例第139条の2第1項の規定にかかわらず、知事が行うものとする。
- 10 附則第8項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例附則第26条第1項の規定により納税義務を免除される令和元年度から令和3年度までの各年度分の自動車税の種別割に係る徴収金に係る同条第2項の規定による還付又は同条第3項の規定による充当については、なお従前の例による。

令和8年3月31日印刷 発行所 山形県庁  
令和8年3月31日発行 発行人 山形県